

ご旅行条件

【国内募集型企画旅行：ご旅行条件】

※お申込みいただく前に必ずお読みください

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社SPI(東京都世田谷区宮坂 3-24-11 1F 東京都知事登録旅行業第 2-6179 号、以下「当社」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記に記載した申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金またはご旅行費用全額を受理したときに成立するものとします。ただし、「振り込み」の場合は、お客様の振り込み手続きが完了した時点で成立したものとします。また、「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金	お申込金(おひとり)
3 万円未満	6, 000 円
旅行代金が 3 万円以上 6 万円未満	12, 000 円
旅行代金が 6 万円以上 10 万円未満	20, 000 円
旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満	30, 000 円
旅行代金が 15 万円以上	旅行代金の 20%

※ただしお申し込みコースの変更、その他の場合において、既にお預かりしている金額と、上記表の金額が異なるときは、差額精算はせず、既にお預かりしている金額をもって申込金とします

3. お申込み条件

- 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とします。18 歳未満の方が単独でご参加される場合は、保護者の同意書の提出が必要となります。
- ご高齢の方、歩行や視聴覚などがご不自由な方は、その旨をお申し込み時に担当者へ伝えてください。お客様が安心して快適にご参加いただけるようお伺い書等のご記入をお願いしております。身体状況や運動機能など、当社専門スタッフと打ち合わせをし、同伴者(介助ができる健康者)の同行などをお願いする場合や、当社サービス「トラベルヘルパー」の派遣を条件とさせていただく場合やコースの一部について内容を変更させていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担となります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中など特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し込み時に申し出ください。
- 生命および健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の患者の方は、ご参加をお断りさせていただきます。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件(手配旅行契約)でお受けすることがあります。その場合は、離団書の提出をお願いいたします。
- 公序良俗に反する行為、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込み、あるいは旅行中のご参加の続行をお断りすることがあります。
- 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする判断する場合は、必要な処置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- その他当社の業務の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 最終日程表

確定した旅行日程、航空機の便名、宿泊ホテル名を記載した確定書面(旅のしおり)は旅行開始日の前日までにご送付します(旅行開始日の 10 日から 7 日前ぐらいを目安としてお渡しできるよう努力いたしますが、年末年始、ゴールデンウィーク等の特定期間にご出発のコースについては、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります)。なお期日前であっても、お問い合わせがあれば手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

a. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(バンフレット等に「お客様ご負担」と表記している場合を除きます。)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税(入湯税など)・サービス料金(バンフレット等に特別の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機による手荷物の運搬料金
- 現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。) 但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- 添乗員同行コースの同行費用。

これらの費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません

b. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超えるものについて)
 - クリーニング代、電話電報代、ホテルのボーイ等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
 - ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金

c. 追加料金

- お客様のご希望によりお 1 人部屋を使用される場合の追加料金。
- お客様のご希望により航空機の上位クラス席利用の場合の追加料金。

6. 旅行契約内容の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめご了承ください。国内旅行は、交替に要する費用をお支払いいただきます。

7. 旅行代金の変更

- 当社は利用する運送機関の運賃・料金が、旅行の募集時以降に、著しい経済変動により通常想定される程度を大幅に超えて改定された場合は、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前までにその旨を通知します。
- 第 6 項の事由により旅行内容が変更(運送・宿泊機関などが契約内容のサービスを行っているにもかかわらず、座席・部屋などの設備の不足が発生したことによるものは除きます)されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少(当該契約内容変更に伴い生じた取消料・違約料は差し引きます)する場合は、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関の利用人数により旅行代金異なる旨を本書面に記載した場合において、旅行成立後に当社の責によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
- 奇数人数で申込みの場合に 1 人部屋を利用するお客様から 1 人部屋追加代金を申し受けたとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が 1 人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1 人部屋を利用するお客様から 1 人部屋追加代金を申し受けます。

8. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。ただし航空機の予約者名変更ができないなどの事由により、交替に応じかねる場合がありますのであらかじめご了承ください。国内旅行は、交替に要する費用をお支払いいただきます。

9. 旅行出発前、お客様による旅行契約の解除・払い戻し

お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

※表の中の「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消しする旨をお申し出いただいた時を基準といたします(当社の営業日、営業時間はお申し込み時点で必ずご確認ください)。

※配偶者または 1 親等の親族が死亡したため旅行をとりやめる場合も取消料の対象となります。

国内旅行に係る取消料

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21 日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては 11 日目)	無料
	2) 20 日目にあたる日から 8 日前までの解除(日帰り旅行にあっては 10 日目)	旅行代金の 20%
	3) 7 日目にあたる日から 2 日前までの解除	旅行代金の 30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5) 当日の解除(6 を除く)	旅行代金の 50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

宿泊プラン等、宿泊サービスのみを内容とする場合

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 6 日目にあたる日以前の解除	無料
	2) 5 日目にあたる日から 4 日前までの解除	取消人員 14 名以下の場合 無料 取消人員 15 名以上の場合 旅行代金の 20%
	3) 3 日目にあたる日から前日までの解除	旅行代金の 20%
	4) 当日の解除	旅行代金の 50%
	5) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

※上記%は旅行代金に対する料率です

※取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします

※貸切船舶を利用する場合は、当該船舶の取消料の規定によります

10. 旅行開始前の、当社による旅行契約の解除

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、解除日の翌日から起算して7日以内に当該金額を払い戻しいたします。
- (1) お客様が、当社があらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) お客様が病氣その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
- (4) お客様の人数が本書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の14日前(日帰り旅行は4日前)までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。
- (5) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行確定条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しない恐れが極めて大きいとき。
- (6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- お客様は、基準日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、基準日の翌日において、お客様が当該契約を解除したものとします。この場合、お客様は、当社に対し、第9項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、本項(4)の事由により旅行契約を解除しうるときは、旅行開始日の24日前(第9項に規定するピーク時に旅行を開始するものについては34日前)までに、旅行を中止する旨をお客様にご連絡し、既にお支払いしている代金全額を払い戻しいたします。
- 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等の係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

11. 旅行開始後の、当社による旅行契約の解除

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
- (1) お客様が病氣その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- (2) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当社がこの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分(取消料・違約料等を差し引いたもの)を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払い戻しいたします。

12. 当社の責任

当社は旅行契約の履行に当たって当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償(当社又は手配代行者の関与し得ない事由は除く)いたします。ただし、お荷物の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

13. 特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、以下の場合は含みません。

1. 細菌性食物中毒によるもの 2. 当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害

14. 旅程保障

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- 但し、運送・宿泊機関等の過剰予約以外の、次に掲げる事由による変更を除きます。
- a. (イ) 天災地変 (ロ) 戦乱 (ハ) 暴動 (ニ) 官公署の命令 (ホ) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 (ヘ) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (ト) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- b. 第9項と第10項および第11項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更
- c. 次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、確定書面(旅のしおり)に記載した日程からの変更、本書面に記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

- (注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- (注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3)3又は4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- (注4)4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注5)4又は7若しくは8に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
- (注6)9に掲げる変更については、1から8までの率を適用せず、9になります。
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、おひとり様に対して1旅行につき旅行代金の15%を上限とします。ただし、おひとり様に対してその総額が1,000円未満のときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社は、お客様の同意を得て、変更補償金の金銭による支払いをこれと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことがあります。
- (4)当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第13項に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

15. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

16. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、担当者にお問い合わせください。

17. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社らは、[1]当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内[2]旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い[3]アンケートのお願い[4]特典サービスの提供[5]統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

18. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2009年6月4日を基準。また、旅行代金は2009年6月4日現在の有効な運賃規則を基準として算出しています。

19. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

20. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等をツアーディレクター等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我や疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用等が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入いただきます。購入時の商品確認、レシートの保管をお勧めします。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

企画・実施 (株)SPI あ・える倶楽部

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂 3-24-11 F

TEL 03-6415-6480 FAX 03-6700-1980

東京都知事登録旅行業 2-6179 号 (社)日本旅行業協会会員 国内旅行業務取扱管理者:上野聡子

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があればご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。